

# 会長OB会規約

## 第1条 名称

本会は杉並区立小学校 PTA 連合協議会会長 OB 会（以下、「本会」という）と称し、事務所を会長宅におく。

## 第2条 目的

1. 本会は会員の親睦をはかると共に、他の団体と協力して社会教育・文化活動を行い、自らの教養を高め、生涯学習に努力する。
2. 本会は杉並区立小学校 PTA 連合協議会活動を側面から支援すると共に杉並区ならびに東京都の教育と文化を高め、かつ青少年の健全育成に寄与する。

## 第3条 会員

本会の会員は杉並区立小学校 PTA 連合協議会（以下「杉小 P」という）の各单位 PTA 会長経験者（重任者も含む）及び杉小 P の役員（本部役員及び運営委員）経験者とする。

## 第4条 理事及び常任理事

理事は各单位 PTA、常任理事は各分区において各 1 名を選出する。

## 第5条 事業

1. 親睦旅行会、交流会、鑑賞会、講演会、広報紙コンクールなど、第 2 条の目的を達成するための事業を行う。
2. 毎年 1 回総会を行い、併せて、新会員の歓迎会も行う。
3. 毎年 2 回理事会を行う。理事会は総会と併せて行う事ができる。

## 第6条 会費

本会の会費は年額 3000 円とする。そのほか賛助会費を募ることができる。

## 第7条 役員

1. 本会に次の役員をおく。  
会長 1 名      副会長 若干名      総務 2 名      会計 2 名  
常務理事 7 名      （各分区から 1 名）
2. 本会に、会計監査(2 名) 及び各学校より 1 名の理事をおく。
3. 本会に、名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

## 第8条 役員の仕事

会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

顧問、相談役は会長の諮問に応ずる。

総務は庶務を行う。

会計は財政を担当する。

常務理事は各分区を掌握し、親睦をはかる。

理事は理事会に出席し、重要事項の審議に参加する。

## 第9条 役員任期

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第10条 役員選出

役員選出は、理事会において推薦し、総会の承認を得る。  
顧問、相談役は会長の推薦とし、総会の承認を得る。  
名誉会長は役員会で推薦し、総会で承認を得る。

## 第11条 委員会

本会は会長の諮問機関として、委員会をおくことができる。

## 第12条 表彰

内規による。

## 第13条 慶弔

内規による。

## 第14条 会計年度は5月1日より翌年4月30日までとする。

付則 規約の改正は総会において、出席者の過半数をもって決定する。  
ただし、本会の規約に反しないかぎり、役員会で議決することができる。  
この場合、次の総会に報告する。本規約は平成5年9月11日より実施する。

(平成7年6月17日、平成8年6月22日、平成12年6月17日に  
それぞれ一部改正)